

「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」の一部改正について

令和4年4月1日以降に発注の森林土木工事に係る一般管理費等の算定については、下記のとおりとします。

記

1. 一般管理費等の算定

表6-22 前払支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	$-4.97802 \times \log(C_p) + 56.92101$	9.74%

C_p : 工事原価 (単位 : 円)